令和４年６月３日

郡市区等医師会会長　殿

大阪府医師会長
茂　松　茂　人
（公印省略）

「医師法施行令の一部を改正する政令」の公布について

平素は本会事業に格別のご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて今般、日本医師会より、医師法施行令が一部改正され令和５年４月１日から施行される旨、別添のとおり本会に対して周知方依頼がありました。

改正の趣旨は、共用試験に合格したもの（医学生）が行う臨床実習においては、医師の指導監督の下、一定の医業を行うことができるとされたところですが、医師の指導監督の下であっても、医学生が行うことができない医業について、改正医師法第17条の２第１項に基づき、医師法施行令に規定されたものであります。具体的には、医療安全等の観点から、「処方箋の交付」が除外されました。

つきましては、貴会におかれましても本件に関しご了知いただきますとともに、周知方につきご高配賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【事務局】大阪府医師会　学術課
〒543-8935　大阪市天王寺区上本町2-1-22
TEL：06-6763-7006／FAX：06-6764-0267